

(別添)

平成 27 年 12 月 24 日

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等について

佐賀県税務課長

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・総務省令第 3 号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則第 1 条第 3 項に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、平成 28 年 1 月 1 日から適用する。

別表第 1 欄に掲げる規定の同第 2 欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第 3 欄に掲げるとおり定める。

○別表

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄		具体例
規則第 1 条第 1 項第 2 号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	①-1	税理士法施行規則（昭和 26 年大蔵省令第 55 号）第 12 条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）	税理士証票
		①-2	本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、運航従事者技能証明書、運行管理者技能

				検定合格証明書、動力車操縦者 運転免許証、教習資格認定証、 検定合格証(警備員に関する検 定の合格証)等)
		①-3	戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発 給をされた本人の写真の表示のある書類で、 個人識別事項の記載があるもの(提示時にお いて有効なものに限る。以下「写真付公的書 類」という。)	戦傷病者手帳
		①-4	規則第1条第1項第3号ロに規定する個人 番号利用事務等実施者(以下「個人番号利用 事務等実施者」という。)が発行した書類で あって識別符号又は暗証符号等による認証 により当該書類に電磁的方法により記録さ れた個人識別事項を認識できるもの(提示時 において有効なものに限る。)	カード等に電子的に記録され た個人識別事項(氏名及び住所 又は生年月日)を下記の方法に より、提供を受ける者の端末等 に表示させることにより確認 ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り
		①-5	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項 を印字した上で本人に交付又は送付した書 類で、当該個人番号利用事務等実施者に対 して当該書類を使用して提出する場合にお ける当該書類	市(区・町・村・都・道・府・ 県)から送付されるプレ印字申 告書 個人番号関係事務実施者から 送付される個人識別事項(氏名 及び住所又は生年月日)がプレ 印字された書類
		①-6	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個 人識別事項を印字した上で本人に交付又は 送付した書類で、個人番号利用事務等実施 者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示 又は提出する場合の当該書類	手書き申告書等に添付された 未記入のプレ印字申告書
規則第 1条第 1項第 3号ロ	官公署又は個人番号利用事務 等実施者から発行され、又は発 給された書類その他これに類 する書類であって個人番号利 用事務実施者が適当と認める もの(通知カードに記載された 個人識別事項の記載があるも のに限る。)	②-1	本人の写真の表示のない身分証明書等で、個 人識別事項の記載があるもの(提示時におい て有効なものに限る。以下「写真なし身分証 明書等」という。)	学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活 保護受給者証、恩給等の証書 等)
		②-2	地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書 又は社会保険料若しくは公共料金の領収証 書で領収日付の押印又は発行年月日及び個 人識別事項の記載があるもの(提示時におい	地方税、国税、社会保険料、公 共料金の領収書 納税証明書

			て領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。)	
		②-3	印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真的表示のない書類(これらに類するものを含む。)で、個人識別事項の記載があるもの(提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。)	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳
		②-4	地方税法に規定する、特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの(以下「本人交付用税務書類」という。)	特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書(以下「特別徴収税額通知書」という。)(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書) 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書
規則第1条第3項第5号	過去に法第十六条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情(以下「事項等」という。)であって財務大臣等が適当と認める事項等	③-1	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額又は税額等 更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額又は税額等

規則第 2条第 2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号。以下「令」という。）第十二条第一項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	④-1	税理士証票	税理士証票
		④-2	写真付身分証明書等	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
		④-3	写真付公的書類	戦傷病者手帳
		④-4	個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）	カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認 ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り
		④-5	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類	市（区・町・村・都・道・府・県）から送付されるプレ印字申告書 個人番号関係事務実施者から送付される個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）がプレ印字された書類
④-6	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提示又は提出する場合の当該書類	手書き申告書等に添付された未記入のプレ印字申告書		
規則第	官公署又は個人番号利用事務	⑤-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発	個人番号カード（裏面）

3 条 第 1 項 第 6 号	等実施者から発行され、又は発 給された書類その他これに類 する書類であって個人番号利 用事務実施者が適当と認める もの（法第二条第五項に規定す る個人番号（以下「個人番号」 という。）の提供を行う者の個 人番号及び個人識別事項の記 載があるものに限る。）		行又は発給をした書類で個人番号及び個人 識別事項の記載があるもの	
		⑤-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による 申立書（提示時において作成した日から六か 月以内のものに限る。）	自身の個人番号に相違ない旨 の申立書
		⑤-3	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律の規定によ る通知カード及び個人番号カード並びに情 報提供ネットワークシステムによる特定個 人情報の提供等に関する省令（平成26年総務 省令第85号）第15条の規定により還付され た通知カード（以下「還付された通知カード」 という。）又は同省令第32条第1項の規定に より還付された個人番号カード（以下「還付 された個人番号カード」という。）	国外転出者に還付される個人 番号カード又は通知カード
規 則 第 3 条 第 2 項 第 2 号	官公署又は個人番号利用事務 等実施者から発行され、又は発 給された書類その他これに類 する書類であって個人番号利 用事務実施者が適当と認める もの	⑥-1	写真なし身分証明書等	学生証（写真なし） 身分証明書（写真なし） 社員証（写真なし） 資格証明書（写真なし）（生活 保護受給者証、恩給等の証書 等）
		⑥-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税、社会保険料、公 共料金の領収書 納税証明書
		⑥-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し（謄本若しく は抄本も可） 住民票の写し、住民票記載事項 証明書 母子健康手帳
		⑥-4	本人交付用税務書類	特別徴収税額通知書（給与所得 の特別徴収税額通知書、公的年 金等の特別徴収税額通知書） 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票（給与所得の源泉徴 収票、退職所得の源泉徴収票、 公的年金等の源泉徴収票） 支払通知書（配当等とみなす金

				額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書
規則第3条第5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	⑦-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が通知カード若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」という。）が明らかな場合	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
		⑦-2	所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
		⑦-3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかな場合	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人であることが確認できる場合
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	⑧-1	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	本人並びに代理人の個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）の記載及び押印のある提出書類
		⑧-2	個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）	本人しか持ち得ない書類の提出（例：個人番号カード、健康保険証）

規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	⑨-1	税理士証票	税理士証票
		⑨-2	写真付身分証明書等	写真付き学生証 写真付き身分証明書 写真付き社員証 写真付き資格証明書（船員手帳、海技免状、狩猟・空気銃所持許可証、宅地建物取引士証（宅地建物取引主任者証）、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、検定合格証（警備員に関する検定の合格証）等）
		⑨-3	写真付公的書類	戦傷病者手帳
		⑨-4	個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）	カード等に電子的に記録された個人識別事項（氏名及び住所又は生年月日）を下記の方法により、提供を受ける者の端末等に表示させることにより確認 ・暗証番号による認証 ・生体認証 ・2次元バーコードの読取り
規則第7条第2項	登記事項証明書その他の官公署から発行され、又は発給された書類及び現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類その他これらに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	⑩-1	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から発行又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」という。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等」という。）	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法人の従業員である旨の証明書」） ・登記事項証明書（登記情報提供サービスの登記情報を電子計算機を用いて出力することにより作成した書面を含む） ・印鑑登録証明書
		⑩-2	地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、提示時において領収日付	下記の書類及び社員証等の法人との関係を証する書類（社員証等が発行されない場合は「法

			又は発行年月日が6か月以内のものに限る。 以下「法人に係る地方税等の領収証書等」という。)及び社員証等	人の従業員である旨の証明書) ・地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 ・納税証明書
規則第9条第1項第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	⑩-1	写真なし身分証明書等	学生証(写真なし) 身分証明書(写真なし) 社員証(写真なし) 資格証明書(写真なし)(生活保護受給者証、恩給等の証書等)
		⑩-2	地方税等の領収証書等	地方税、国税、社会保険料、公共料金の領収書 納税証明書
		⑩-3	写真なし公的書類	印鑑登録証明書 戸籍の附票の写し(謄本若しくは抄本も可) 住民票の写し、住民票記載事項証明書 母子健康手帳
		⑩-4	本人交付用税務書類	特別徴収税額通知書(給与所得の特別徴収税額通知書、公的年金等の特別徴収税額通知書) 退職所得の特別徴収票 納税通知書 源泉徴収票(給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票、公的年金等の源泉徴収票) 支払通知書(配当等とみなす金額に関する支払通知書、オープン型証券投資信託収益の分配の支払通知書、上場株式配当等の支払通知書) 特定口座年間取引報告書
規則第9条第4項	令第十二条第二項第一号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番	⑪-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に	雇用関係にある者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合

	号利用事務実施者が認める場合		記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかな場合	
		⑫-2	扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	扶養親族等から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
		⑫-3	過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	継続取引を行っている者から個人番号の提供を受ける場合で、その者を対面で確認することによって本人の代理人であることが確認できる場合
		⑫-4	代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らかな場合	過去に実存確認をしている場合（法人の場合）
規則第9条第5項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	⑬-1	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの	
		⑬-2	自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）	自身の個人番号に相違ない旨の申立書
		⑬-3	還付された個人番号カード又は還付された通知カード	国外転出者に還付される個人番号カード又は通知カード